北海道地方最低賃金審議会資料

（第５回　令和３年８月２３日）

資料№.１	北海道労働組合総連合異議申立書
資料№.２	きよの社会保険労務士事務所異議申出書
資料№.３	最低賃金引き上げについて
資料№.４	令和３年度　答申日別最短効力発生予定日一覧表
資料№.５	令和３年度　全国の地域別最低賃金　答申状況

資料No.1

2021年8月11日

北海道労働局
局長　上田　国士　様

北海道労働組合総連合
議長　三上　友衛

2021年北海道最低賃金額改定に対する異議申立書

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向けご尽力いただいている貴局および審議会委員の皆様に心から敬意を表します。

北海道地方最低賃金審議会は8月5日、2021年度最低賃金について、北海道最低賃金を中央最低賃金審議会の目安同と額である「28円」引き上げて時間額889円とする答申をしました。答申された額は、私たち道労連が求めてきた「全国一律1500円以上」には程遠く、青森や秋田などでは目安額に上積みをして東京など大都市との格差解消に尽力した一方で、北海道と大都市の格差は据え置かれたままとなる答申内容は極めて遺憾です。また昨年、北海道の最低賃金は「凍結」されたことをふまえると、2年分の改善を強く切望してきた道内労働者の期待を裏切るものであり、28円の引き上げでは不十分であると言わざるをえません。

使用者側委員は、最低賃金の引上げによって、企業の人件費を増やした結果、倒産、廃業や雇用調整を招く懸念があり、その引き金となるなどの理由から最低賃金の引き上げに否定的な態度に終始しました。コロナ禍で、真っ先に生活苦に陥っているのは最低賃金近傍ではたらく労働者であり、そこに負担と責任を負わせ、最低賃金を抑え込むべきとの主張には一遍の正当性もありません。今後の地域経済の発展にも背を向ける「自分だけ」「その場だけ」の姿勢であるとの謗りを免れません。本来、コロナ禍のもとで経済活動にストップをかけているのは国であり、そのもとで必要な対策・支援は国に求めるべきです。

道労連をはじめ全労連とその地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」ためには、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。5月には「全国一律最低賃金制度の実現を求める署名」16万筆を国会に提出し、党派を超えた110名もの国会議員が紹介議員となっています。

現局面の経済悪化は、コロナ禍以前からの賃金低下、消費税の引き上げなどによる個人消費の落ち込みなどが主な要因です。コロナ禍にあっても2020年度の税収は過去最高となり、中でも法人税の伸びが顕著で、大企業の内部留保も膨らみ続けています。それらを活用した公正な取引の実現と中小企業への支援を強化すれば、最低賃金の大幅な引き上げや全国一律制度の確立は十分に可能です。最低賃金は、すべての労働者の賃金と生活にかかわり、日本経済の行方を左右する時の政府の重要な施策であり、コロナ禍でその重要性がいっそう高まっています。

以上の点から、下記の異議を申し立てます。

記

1. 北海道最低賃金額を28円引き上げて時間額889円とする答申は容認できません。さらなる引き上げを行うよう再審議を求めます。

以上

資料No.2

令和３年８月１９日

令和３年８月５日公示、北海道労働局一般公示第４号に対する異議申出書

きよの社会保険労務士事務所
代表 清野 裕司

令和３年８月５日公示、北海道労働局一般公示第４号について、最低賃金法施行規則　第八条の規定により使用者として以下のとおり異議を申し出ます。

内容

改定決定は、議事内容が公開されておらず根拠が不明である。また８８９円という金額および上昇率は最低賃金法にある事業の公正な競争を阻害する。

労働者派遣法より令和３ 年８ 月６ 日職発０８０６ 第３ 号「令和４年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の４第１項第２号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について」により規定された職業安定業務統計による地域指数（県内で最も少ない係数、小樽計 85.9、八王子計 107.4）および令和３年８月 19 日東京労働局公示、東京最低賃金 1041 円より金額は８３３円に決定すべきである。

計算式 1041 円[東京最低賃金]÷107.4[八王子計]×85.9[小樽計]＝832.6 円（小数点以下切り上げ）

理由

零細企業の売上高人件費率は 25%（財務省 法人企業統計）と高どまっている状況にあり、通常の事業の賃金支払能力ではパートタイマー等のベテランと新人の給与差を付けることが困難になりつつある。能力による賃金差が確保できないことは、労働者の能力向上とやる気維持という「労働の質」の観点から SDGs とは相反しており、更なる最低賃金の上昇は事業の公正な競争を阻害する。

実際、近年の経済成長を無視した最低賃金引き上げは設備投資に回すべき資金を人件費が先食いしただけであり生産性を向上させることができず労働生産性が韓国にぬかれるという結果が表れている。

さらに、北海道の最低賃金は札幌市の元に作成されており、札幌圏外の人件費率等の状況が通常の事業として反映されていない。労働者派遣法によりハローワーク別地域指数が運用されており、これ基にしなければ法的にも合理性はない。

また、８８９円という金額および上昇率になるのであれば、

１．合理的理由の明確化：国債の実質的残高を削減するリフレーション政策の一環として、最低賃金の引き上げにより日本円の価値を年３％引き下げることを宣言していただければ、労務費上昇分の価格転嫁が進まない現状（中小企業庁 取引条件改善状況調査）から最低賃金の上昇を持っての価格転嫁が可能になる。

２．試の使用期間中の者の最低賃金の減額の特例開始：現在北海道では慣行が無く、行われていない試の使用期間中の者の最低賃金の減額の特例を 800 円を下限に適用を開始すれば、ベテランと新人の賃金格差を確保でき SDGs にも合致できる。

以上の様な最低賃金引き上げの影響や効果、SDGs を念頭に入れた緩和措置を付帯しなければ、最低賃金法にある通常の事業の賃金支払能力を超えてしまう。

コロナ禍で接客業が傷んでいる中、コロナを利用して大幅な賃金上昇に耐えられない企業を削減するようなやり方は業界が非合法化するだけであり決してやるべきではない。

以上の理由により、異議を申し立てます。

資料No.3

No. 2-1
DATE R 3・8・10

〈最低賃金引き上げについて〉

いつもお世話になっております。貴企業の　　と申します。
この度の最低賃金(時給)引き上げについて言わせて頂きます。
弊社は13名の従業員で社員6名パート7名を雇用し今回は
社員1名、パート3名が対象となってしまいます。

1. 約1年にわたるコロナによる休業、時短営業、外出自粛要請などで
売上も激減し会社規模も縮小しました。現在も各種要請も
続き業績は一向に上がらずコロナ前には戻らない苦しい中で
更に支出を増やす事など出来ません。国の企業に対する補助策
はあるのか？それは何なのか？小規模企業にもしっかりとした策と
なり得るものなのか!!これらがハッキリしないままのスタートは
企業に丸投げとしか思われない。

2. 上記の状況下で事業、雇用の継続の為各店の必要人員もギリギリに
組み立て運営してますが、パートさんの時給が上がると103万円未満
での勤務希望で働いている方の日数が減ります。そうなるとお店の
シフトが組めなくなり得ます。その為に人員を増やす事も出来ません。
そうなると、今のパートさんから130万円まで働ける方に替えるか、収支の
状況次第では店を閉めるか…を迫られる事になります。
103万円のカベ～扶養手当を外れるとか、税金の問題とか、
130万円のカベ～上記の他に、夫の社保扶養から外れるとか、
又交通費を含むとか。
これらのカベの改正をしなければこれを機にパートさんが
逆に働きにくい社会になる可能性もあると思います。

3. 10月1日からとの事ですが、現人員体制をどうするのか、お店事態を
どうするのか、この短期間で対策を練り、各従業員に説明ミーティング
をし、また各スタッフがそれを受けて考え、又状況によっては入替えの
為の新規募集もしなければなりません。最悪の場合お店の
閉店計画もたてなければなりません。こんな短期間でこれらの事を
どれを言うのでしょうか？募集したらすぐ人が集まるとでも
思ってるのか!!閉店にしても期間を持たなければ違約金
だって発生するかもしれません!!

以上どうと考えてもこのような現実的に目の前に迫る問題点が出て来ます。こういう問題点も議論されたのでしょうか??
又こういう事を認識されている人達同志での審議だったのでしょうか??
それとも これらの問題点は全て企業と、その対象者に丸投げで良いと思ったのでしょうか??
全企業、全国民に向けてはこういう問題点や内容も盛り込んでの発表をしなくてはいけないですし、今からでも是非して欲しいです!!
くさい物にフタをしての発表は納得出来ません!!

パートさんは時間や日数調整で所得増にはならないで、ただ採用しにくい対象になるだけかもしれません。
フルタイムの人達は所得増になった分 各税金、健保険、社会保険などが増え、企業も時給分の他に企業負担分が更に増え、
これら両者の負担分が国の増収に!!・・・それも狙い??
そんな事も考えてしまいます。もしそうだとすると国民の数を合理的に出してますが一番得をするのは国とも考えてしまいます。
実際そうだと言う人達も多数おられます。

今思ついた事を書かせて頂きましたが中小、特に小規模な会社は殆、同じ問題点をかかえると思います。つまり10日から切羽詰まってしまう会社、お店、人が出てくるだろうと思います
でもこういう恣意的実社会、実現状を知らない、見ようともしない、見ても聞いても感じない人達が決めてしまうんですよね。
どうかこの声が審議会、そして国へ、そこにいる人達へ届きますよう祈ります。
重ねて言います。本当に納得出来ません!!

資料No.4

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（特定(産業別)最低賃金の場合）

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(水)発効とするためには、10月１日(金)までに答申要旨を公示し、指定日発効とする必要がある。

答申 (要旨公示)	15日 →	異議申出 締切	3営業日 →	官総 持込	7営業日 →	官報 公示	30日 →	発効
9月1日（水）		9月16日（木）		9月22日（水）		10月4日（月）		11月3日（水）
9月2日（木）		9月17日（金）		9月24日（金）		10月5日（火）		11月4日（木）
9月3日（金）		9月21日（火）		9月27日（月）		10月6日（水）		11月5日（金）
9月4日（土）		9月21日（火）		9月27日（月）		10月6日（水）		11月5日（金）
9月5日（日）		9月21日（火）		9月27日（月）		10月6日（水）		11月5日（金）
9月6日（月）		9月21日（火）		9月27日（月）		10月6日（水）		11月5日（金）
9月7日（火）		9月22日（水）		9月28日（火）		10月7日（木）		11月6日（土）
9月8日（水）		9月24日（金）		9月29日（水）		10月8日（金）		11月7日（日）
9月9日（木）		9月24日（金）		9月29日（水）		10月8日（金）		11月7日（日）
9月10日（金）		9月27日（月）		9月30日（木）		10月11日（月）		11月10日（水）
9月11日（土）		9月27日（月）		9月30日（木）		10月11日（月）		11月10日（水）
9月12日（日）		9月27日（月）		9月30日（木）		10月11日（月）		11月10日（水）
9月13日（月）		9月28日（火）		10月1日（金）		10月12日（火）		11月11日（木）
9月14日（火）		9月29日（水）		10月4日（月）		10月13日（水）		11月12日（金）
9月15日（水）		9月30日（木）		10月5日（火）		10月14日（木）		11月13日（土）
9月16日（木）		10月1日（金）		10月6日（水）		10月15日（金）		11月14日（日）
9月17日（金）		10月4日（月）		10月7日（木）		10月18日（月）		11月17日（水）
9月18日（土）		10月4日（月）		10月7日（木）		10月18日（月）		11月17日（水）
9月19日（日）		10月4日（月）		10月7日（木）		10月18日（月）		11月17日（水）
9月20日（月）		10月5日（火）		10月8日（金）		10月19日（火）		11月18日（木）
9月21日（火）		10月6日（水）		10月11日（月）		10月20日（水）		11月19日（金）
9月22日（水）		10月7日（木）		10月12日（火）		10月21日（木）		11月20日（土）
9月23日（木）		10月8日（金）		10月13日（水）		10月22日（金）		11月21日（日）
9月24日（金）		10月11日（月）		10月14日（木）		10月25日（月）		11月24日（水）
9月25日（土）		10月11日（月）		10月14日（木）		10月25日（月）		11月24日（水）
9月26日（日）		10月11日（月）		10月14日（木）		10月25日（月）		11月24日（水）
9月27日（月）		10月12日（火）		10月15日（金）		10月26日（火）		11月25日（木）
9月28日（火）		10月13日（水）		10月18日（月）		10月27日（水）		11月26日（金）
9月29日（水）		10月14日（木）		10月19日（火）		10月28日（木）		11月27日（土）
9月30日（木）		10月15日（金）		10月20日（水）		10月29日（金）		11月28日（日）
10月1日（金）		10月18日（月）		10月21日（木）		11月1日（月）		12月1日（水）
10月2日（土）		10月18日（月）		10月21日（木）		11月1日（月）		12月1日（水）
10月3日（日）		10月18日（月）		10月21日（木）		11月1日（月）		12月1日（水）
10月4日（月）		10月19日（火）		10月22日（金）		11月2日（火）		12月2日（木）
10月5日（火）		10月20日（水）		10月25日（月）		11月4日（木）		12月4日（土）
10月6日（水）		10月21日（木）		10月26日（火）		11月5日（金）		12月5日（日）
10月7日（木）		10月22日（金）		10月27日（水）		11月8日（月）		12月8日（水）
10月8日（金）		10月25日（月）		10月28日（木）		11月9日（火）		12月9日（木）
10月9日（土）		10月25日（月）		10月28日（木）		11月9日（火）		12月9日（木）
10月10日（日）		10月25日（月）		10月28日（木）		11月9日（火）		12月9日（木）
10月11日（月）		10月26日（火）		10月29日（金）		11月10日（水）		12月10日（金）
10月12日（火）		10月27日（水）		11月1日（月）		11月11日（木）		12月11日（土）
10月13日（水）		10月28日（木）		11月2日（火）		11月12日（金）		12月12日（日）
10月14日（木）		10月29日（金）		11月4日（木）		11月15日（月）		12月15日（水）

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（特定(産業別)最低賃金の場合）

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(水)発効とするためには、10月１日(金)までに答申要旨を公示し、指定日発効とする必要がある。

10月15日（金）		11月1日（月）		11月5日（金）		11月16日（火）		**12月16日（木）**
10月16日（土）		11月1日（月）		11月5日（金）		11月16日（火）		**12月16日（木）**
10月17日（日）		11月1日（月）		11月5日（金）		11月16日（火）		**12月16日（木）**
10月18日（月）		11月2日（火）		11月8日（月）		11月17日（水）		**12月17日（金）**
10月19日（火）		11月4日（木）		11月9日（火）		11月18日（木）		**12月18日（土）**
10月20日（水）		11月4日（木）		11月9日（火）		11月18日（木）		**12月18日（土）**
10月21日（木）		11月5日（金）		11月10日（水）		11月19日（金）		**12月19日（日）**
10月22日（金）		11月8日（月）		11月11日（木）		11月22日（月）		**12月22日（水）**
10月23日（土）		11月8日（月）		11月11日（木）		11月22日（月）		**12月22日（水）**
10月24日（日）		11月8日（月）		11月11日（木）		11月22日（月）		**12月22日（水）**
10月25日（月）		11月9日（火）		11月12日（金）		11月24日（水）		**12月24日（金）**
10月26日（火）		11月10日（水）		11月15日（月）		11月25日（木）		**12月25日（土）**
10月27日（水）		11月11日（木）		11月16日（火）		11月26日（金）		**12月26日（日）**
10月28日（木）		11月12日（金）		11月17日（水）		11月29日（月）		**12月29日（水）**
10月29日（金）		11月15日（月）		11月18日（木）		11月30日（火）		**12月30日（木）**
10月30日（土）		11月15日（月）		11月18日（木）		11月30日（火）		**12月30日（木）**
10月31日（日）		11月15日（月）		11月18日（木）		11月30日（火）		**12月30日（木）**
11月1日（月）		11月16日（火）		11月19日（金）		12月1日（水）		**12月31日（金）**
11月2日（火）		11月17日（水）		11月22日（月）		12月2日（木）		**1月1日（土）**
11月3日（水）		11月18日（木）		11月24日（水）		12月3日（金）		**1月2日（日）**
11月4日（木）		11月19日（金）		11月25日（木）		12月6日（月）		**1月5日（水）**
11月5日（金）		11月22日（月）		11月26日（金）		12月7日（火）		**1月6日（木）**
11月6日（土）		11月22日（月）		11月26日（金）		12月7日（火）		**1月6日（木）**
11月7日（日）		11月22日（月）		11月26日（金）		12月7日（火）		**1月6日（木）**
11月8日（月）		11月24日（水）		11月29日（月）		12月8日（水）		**1月7日（金）**
11月9日（火）		11月24日（水）		11月29日（月）		12月8日（水）		**1月7日（金）**
11月10日（水）		11月25日（木）		11月30日（火）		12月9日（木）		**1月8日（土）**
11月11日（木）		11月26日（金）		12月1日（水）		12月10日（金）		**1月9日（日）**
11月12日（金）		11月29日（月）		12月2日（木）		12月13日（月）		**1月12日（水）**
11月13日（土）		11月29日（月）		12月2日（木）		12月13日（月）		**1月12日（水）**
11月14日（日）		11月29日（月）		12月2日（木）		12月13日（月）		**1月12日（水）**
11月15日（月）		11月30日（火）		12月3日（金）		12月14日（火）		**1月13日（木）**
11月16日（火）		12月1日（水）		12月6日（月）		12月15日（水）		**1月14日（金）**
11月17日（水）		12月2日（木）		12月7日（火）		12月16日（木）		**1月15日（土）**
11月18日（木）		12月3日（金）		12月8日（水）		12月17日（金）		**1月16日（日）**
11月19日（金）		12月6日（月）		12月9日（木）		12月20日（月）		**1月19日（水）**
11月20日（土）		12月6日（月）		12月9日（木）		12月20日（月）		**1月19日（水）**
11月21日（日）		12月6日（月）		12月9日（木）		12月20日（月）		**1月19日（水）**
11月22日（月）		12月7日（火）		12月10日（金）		12月21日（火）		**1月20日（木）**
11月23日（火）		12月8日（水）		12月13日（月）		12月22日（水）		**1月21日（金）**
11月24日（水）		12月9日（木）		12月14日（火）		12月23日（木）		**1月22日（土）**
11月25日（木）		12月10日（金）		12月15日（水）		12月24日（金）		**1月23日（日）**
11月26日（金）		12月13日（月）		12月16日（木）		12月27日（月）		**1月26日（水）**
11月27日（土）		12月13日（月）		12月16日（木）		12月27日（月）		**1月26日（水）**
11月28日（日）		12月13日（月）		12月16日（木）		12月27日（月）		**1月26日（水）**
11月29日（月）		12月14日（火）		12月17日（金）		12月28日（火）		**1月27日（木）**

資料No.5

令和3年度　地域別最低賃金　答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】（※1）		引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日（※2）
北海道	C	28	889	（ 861 ）	28		2021年 10月1日
青　森	D	28	822	（ 793 ）	29	+1	2021年 10月6日
岩　手	D	28	821	（ 793 ）	28		2021年 10月2日
宮　城	C	28	853	（ 825 ）	28		2021年 10月1日
秋　田	D	28	822	（ 792 ）	30	+2	2021年 10月1日
山　形	D	28	822	（ 793 ）	29	+1	2021年 10月2日
福　島	D	28	828	（ 800 ）	28		2021年 10月1日
茨　城	B	28	879	（ 851 ）	28		2021年 10月1日
栃　木	B	28	882	（ 854 ）	28		2021年 10月1日
群　馬	C	28	865	（ 837 ）	28		2021年 10月2日
埼　玉	A	28	956	（ 928 ）	28		2021年 10月1日
千　葉	A	28	953	（ 925 ）	28		2021年 10月1日
東　京	A	28	1041	（ 1013 ）	28		2021年 10月1日
神奈川	A	28	1040	（ 1012 ）	28		2021年 10月1日
新　潟	C	28	859	（ 831 ）	28		2021年 10月1日
富　山	B	28	877	（ 849 ）	28		2021年 10月1日
石　川	C	28	861	（ 833 ）	28		2021年 10月7日
福　井	C	28	858	（ 830 ）	28		2021年 10月1日
山　梨	B	28	866	（ 838 ）	28		2021年 10月1日
長　野	B	28	877	（ 849 ）	28		2021年 10月1日
岐　阜	C	28	880	（ 852 ）	28		2021年 10月1日
静　岡	B	28	913	（ 885 ）	28		2021年 10月2日
愛　知	A	28	955	（ 927 ）	28		2021年 10月1日
三　重	B	28	902	（ 874 ）	28		2021年 10月1日
滋　賀	B	28	896	（ 868 ）	28		2021年 10月1日
京　都	B	28	937	（ 909 ）	28		2021年 10月1日
大　阪	A	28	992	（ 964 ）	28		2021年 10月1日
兵　庫	B	28	928	（ 900 ）	28		2021年 10月1日
奈　良	C	28	866	（ 838 ）	28		2021年 10月1日
和歌山	C	28	859	（ 831 ）	28		2021年 10月1日
鳥　取	D	28	821	（ 792 ）	29	+1	2021年 10月6日
島　根	D	28	824	（ 792 ）	32	+4	2021年 10月2日
岡　山	C	28	862	（ 834 ）	28		2021年 10月2日
広　島	B	28	899	（ 871 ）	28		2021年 10月1日
山　口	C	28	857	（ 829 ）	28		2021年 10月1日
徳　島	C	28	824	（ 796 ）	28		2021年 10月1日
香　川	C	28	848	（ 820 ）	28		2021年 10月1日
愛　媛	D	28	821	（ 793 ）	28		2021年 10月1日
高　知	D	28	820	（ 792 ）	28		2021年 10月2日
福　岡	C	28	870	（ 842 ）	28		2021年 10月1日
佐　賀	D	28	821	（ 792 ）	29	+1	2021年 10月6日
長　崎	D	28	821	（ 793 ）	28		2021年 10月2日
熊　本	D	28	821	（ 793 ）	28		2021年 10月1日
大　分	D	28	822	（ 792 ）	30	+2	2021年 10月6日
宮　崎	D	28	821	（ 793 ）	28		2021年 10月6日
鹿児島	D	28	821	（ 793 ）	28		2021年 10月2日
沖　縄	D	28	820	（ 792 ）	28		2021年 10月8日
全国加重平均			930	（ 902 ）	28		－

※１　括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額
※２　効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有